

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業における廃道宅地化 部分等の管理に関する協定の締結について

1 締結理由

- (1) 令和6年第4回区議会定例会で決定した廃道は、令和6年12月27日から不用物件管理期間となり、令和7年2月27日を以て期間が満了した。
- (2) 管理期間の終期は、権利変換期日のため、数か月間は管理を要する。
- (3) 当該廃道は、再開発事業地区内のため、区の単独による適切な閉鎖管理は困難である。
- (4) したがって、代表施行者である三井不動産株式会社に管理を担わせることとした。

2 協定の主な内容

- (1) 管理の期間は、令和7年2月28日から再開発事業における権利変換期日までとすること。
- (2) 管理期間中の管理の責任と管理に要する費用負担は、代表施行者の三井不動産株式会社が負うこと。
- (3) 特に必要と認める場合は、管理状況等について、区が調査を行うことができること。

3 締結の相手方（代表施行者）

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
三井不動産株式会社
代表取締役社長 植田 俊

4 締結日

令和7年2月27日